（葬祭料の支給の申請）

第七十二条　法第七十二条の規定により葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　（略）

二　死亡した被保険者の氏名及び被保険者等記号・番号又は個人番号

三～七　（略）

２・３　（略）

（出産育児一時金の支給の申請）

第七十三条　法第七十三条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二・三　（略）

２～４　（略）

（出産手当金の支給の申請）

第七十九条　法第七十四条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二～七　（略）

２～６　（略）

（家族療養費の支給）

第八十条　第四十二条、第四十五条、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十六条から第五十八条まで、第六十八条、第八十八条、第九十三条及び第九十五条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第四十二条中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」と読み替えるものとする。

（家族療養費の支払）

第八十一条　被保険者の被扶養者が第八十条において準用する第四十二条、第四十五条、第九十三条第五項又は第九十五条第四項の規定により保険医療機関等又は保険薬局等から療養を受けた場合においては、法第七十六条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該保険医療機関等又は保険薬局等に対して支払うものとする。

（家族訪問看護療養費の支給）

第八十二条　第四十二条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十二条及び第六十八条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。この場合において、第四十二条中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

（家族葬祭料の支給の申請）

第八十四条　法第八十条の規定により家族葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二～四　（略）

２　（略）

（葬祭料の支給の申請）

第七十二条　法第七十二条の規定により葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　（略）

二　死亡した被保険者の氏名並びに被保険者証の記号及び番号又は個人番号

三～七　（略）

２・３　（略）

（出産育児一時金の支給の申請）

第七十三条　法第七十三条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二・三　（略）

２～４　（略）

（出産手当金の支給の申請）

第七十九条　法第七十四条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～七　（略）

２～６　（略）

（家族療養費の支給）

第八十条　第四十三条、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条及び第五十七条から第五十九条までの規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第四十三条中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被保険者の被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又はニ」と、第四十六条中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

（家族療養費の支払）

第八十一条　被保険者の被扶養者が第八十条において準用する第四十二条第一項、第四十五条、第九十三条第五項又は第九十五条第四項の規定により保険医療機関等又は保険薬局等から療養を受けた場合においては、法第七十六条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該保険医療機関等又は保険薬局等に対して支払うものとする。

（家族訪問看護療養費の支給）

第八十二条　第五十七条、第五十九条から第六十二条まで及び第六十八条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。この場合において、第六十条中「被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ又はニ」と読み替えるものとする。

（家族葬祭料の支給の申請）

第八十四条　法第八十条の規定により家族葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～四　（略）

２　（略）